

別記算式 [第 16 条第 2 項]

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

この式の計算は、額面金額 10 円ごとに行い、発行の日から償還の日までの年数若しくは発行の日から供託の日までの年数について生ずる 1 年未満の端数又は額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生ずる 1 銭未満の端数は、切り捨てる。